

## 全東信破産に関して

### ———【各事業者様取るべき主なご対応】———

#### 1. 未入金額の特定と証拠保存：

「最後に入金があった日」から最終利用日までの売上をレシートや日計表から集計。

#### 2. 資金繰り対策

セーフティネット貸付等：日本政策金融公庫

経営セーフティ共済（倒産防止共済）：加入している場合、回収困難となった売掛金の額の範囲内無利子・無担保で貸し付け

#### 3. 債権回収および法的・税務上の手続

破産債権の届出：

- ・破産管財人（印藤弘二弁護士）から通知される期間内に、未入金分の「破産債権届出書」を提出する。

→配当の期待値は低いものの、上記のような公的支援等の貸倒処理の際に必要。

- ・回収不能が確定した売上金は、税務上の損失（貸倒損失）として計上する。